

○板倉町情報公開・個人情報保護審査会条例

(平成13年9月18日条例第14号)

改正	平成17年3月17日条例第7号	平成19年3月14日条例第3号
	平成21年3月5日条例第2号	平成28年3月9日条例第4号
	令和4年12月14日板倉町条例第20号	

(設置)

第1条 板倉町情報公開条例(平成13年板倉町条例第12号)第21条及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項並びに板倉町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年板倉町条例第29号)第46条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議するため、板倉町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会は、出席した委員の過半数をもって決する。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問した実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問した実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に

口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
(意見書等の提出)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
(提出資料の写しの送付等)

- 第9条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがある認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

- 第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申の期限)

- 第11条 審査会は、諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めるものとする。

(答申書の送付等)

- 第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
(委員の守秘義務)

- 第13条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第14条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

- 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長

が別に定める。

(罰則)

第16条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、町外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月17日条例第7号)

この条例中第5条の規定は平成17年4月1日から、第15条の次に1条を加える改正規定は同年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月14日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月5日条例第2号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月14日板倉町条例第20号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。